平成２７年（フ）第１０２号
新潟市北区太子堂144番地１
債務者　倉島　　博
１　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
４　破産債権の届出期間　平成27年５月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午後１時50分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
広島県呉市阿賀中央３丁目２番16―204号
債務者　井川　文夫
１　決定年月日時　平成27年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
４　破産債権の届出期間　平成27年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３４号
北海道室蘭市高砂町４丁目28番15号
債務者　大場　一雄
１　決定年月日時　平成27年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　昌彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
北海道室蘭市高砂町４丁目28番15号
債務者　大場壽美子
１　決定年月日時　平成27年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　昌彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４４９号
新潟市西蒲区大原496番地
債務者　竹内　喜和
１　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４１号
愛知県豊田市梅坪町９丁目４番地５　フェスタ80―107号、前住所愛知県豊田市小坂本町６丁目５番地２　シティーハウスナガサキ209号
債務者　星　　英彦
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
愛知県豊田市東新町１丁目18番地４　ウエストヒルズ103号
債務者　津守　幸雄
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
埼玉県川越市大字鯨井1564番地２
債務者　余　　巨林
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８３号
埼玉県日高市大字下大谷沢414番地18
債務者　小高　一宣
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９０号
埼玉県富士見市関沢２丁目２番24―105号
債務者　松崎　卓郎
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０８７号
大阪市城東区関目３丁目７番23号　田代マンション201号
債務者　金本真由美（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４４号
大阪府八尾市恩智北町２丁目87番地の１メゾンデブランシェ401号
債務者　影山麻美こと　高樋　麻美
１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４９号
大阪市西淀川区歌島３丁目８番４―717号
債務者　池邊　貴美
１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５７号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―1204号
債務者　村田　義寛
１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６号
埼玉県川越市大字砂久保142番地２　フロンティアＢ棟101号室
債務者　岡村　友希
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部